みんなの居場所支援実施要綱

(趣旨及び目的)

- 第1条 この要領は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)が、青森県内で食を通じた居場所づくりを行っている「みんなの居場所」(以下「みんなの居場所」という。)の活動や運営を支援するために必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 県社協は、さまざまな機関や市民が協働して行う多様なみんなの居場所の活動を推進することにより、包摂性ある地域社会づくりを目指すものである。
- 3 県社協は、「みんなの居場所」が、多様な個人や団体の参加と協働の下に安定した運営が 行われるように支援するとともに、利用したい人が必要な時に「みんなの居場所」を利用 できるように取り組むものである。

(県社協の取組内容)

- 第2条 県社協は、前条の趣旨に基づき、次の事項について取り組むものである。
 - (1)「みんなの居場所」の活動に関する交流の場づくり 実際の活動の工夫や取組内容を共有することにより、それぞれの「みんなの居場所」の 活動に活かすための交流の場づくりを行う。
 - (2)「みんなの居場所」の活動を行う者に対する情報の提供及び収集活動に役立つさまざまな情報を提供する。
 - (3)ホームページ等を活用した「みんなの居場所」の情報の発信 ホームページ等を活用し、実際活動している「みんなの居場所」を周知するとともに、 こうした活動の認知度を高める活動を行う。
 - (4)「あおもりフードバンク実施要綱」に基づく、寄贈された食品等の配分
 - (5) その他、必要な活動

その他、前条の趣旨に基づき必要と考えられる活動を行う。

(「みんなの居場所」の登録)

- 第3条 県社協は、次に掲げる全ての要件を具備する「みんなの居場所」の活動主体に対し、 前条の支援を行うものである。
 - (1) 実際に制度ではない「みんなの居場所」の活動を青森県内で行っている個人・団体であること
 - (2) 営利を目的としていない活動であり、利用料が無料又は低額であること
 - (3) 食を通じた活動があること
 - (4)「みんなの居場所」が年6回以上の定期的に開催されていること
 - (5)利用する人が集まる場が確保されている活動であること
 - (6)次の内容を確約できること
 - ①活動の中で政治活動や宗教活動、勧誘活動を行わないこと
 - ②活動の中で人種や性別などの特性や国籍などの所属により不当に人を差別したり、差

別を助長しないこと

- ③自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- ④自らの役員(業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が 反社会的勢力ではないこと
- ⑤反社会的勢力に自己の名義を利用させるものではないこと
- ⑥自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア) 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を行う行為
 - イ) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- ⑦その他法令、公序良俗等に違反する団体や個人ではないこと
- ⑧その他、県社協会長が不適切であると判断される事象がないこと
- 2 前項の全ての要件を具備し、前条の支援を受けようとする個人・団体は、様式1「みんなの居場所登録申請書」に必要事項を記載し、県社協に申請するものとする。
- 3 県社協は、第1項に規定する条件を具備していることを確認し、当該個人・団体を「みんなの居場所」として登録し、必要な支援及び公表を行うものとする。
- 4 前項で登録された「みんなの居場所」の活動主体(以下、「みんなの居場所登録者」という。)は、内容に変更があった場合は、様式2「みんなの居場所登録内容変更届」に変更内容を記載し、県社協に届出するものとする。
- 5 みんなの居場所登録者が、登録の取消や抹消を希望する場合は、書面でその旨を県社協に通知するものとする。
- 6 県社協は、みんなの居場所登録者が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、登 録を取り消しすることができる。
 - (1)様式1及び様式2の情報の連絡先に1年以上連絡がつかない場合
 - (2) 第3条第1項に規定する要件に該当しないことが確認された場合
 - (3) 不法行為や社会的な信用を失墜させる行為が確認された場合
 - (4) その他前各号に準ずる場合

(「みんなの居場所」の登録者)

- 第4条 みんなの居場所登録者は、第1条の目的達成のために、第2条に規定する県社協の 取組に積極的に参加し、「みんなの居場所」の活動の普及啓発を図るものである。
- 2 みんなの居場所登録者は、活動にあたり関係法令等を遵守し、特に次の事項については、 県社協等が実施する研修会に参加するなどして、対策を講じるものである。
 - (1)安全な食品等の取扱い
 - (2)個人情報の取扱い
- 3 みんなの居場所登録者は、第2条第1項第4号の取組について、あおもりフードバンク 事業実施要綱に規定された事項を遵守するものである。

(経費)

第4条 第3条に規定する「みんなの居場所」の登録に係る経費は無料とする。但し、県社 協が行う取り組みにおいて、経費の負担を求めることがある。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月8日から施行する。 附 則

この要綱は、令和4年8月9日から施行する。 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

- 1「みんなの居場所」づくり支援のための登録要綱に基づき、下記のとおり申請します。
- 2 私たちの活動は、

□(1)実際に制度ではない	「みんなの居場所」	の活動を青森県内で行っ	ている個人	団体です。
---------------	-----------	-------------	-------	-------------------------

□(2)営利を目的としていない活動です。

- □(3)食を通じた活動です。
- □(4)「みんなの居場所」が年6回以上、定期的に開催されています。
- □(5)利用する人が集まる場が確保されている活動です。
- □(6)開催要綱第3条(6)に記載されている内容を確約できます。

※上記内容すべてに、チェック

3 ホームページ等において、公表する内容の可否については、次のとおりです。

項目	内 容	公表の可否
①名称	※「〇〇食堂等」、みんなの居場所の名称を記載ください。	□公表
		口非公表
②活動主体	※運営する団体等の名称がある場合に記載ください。	□公表
		口非公表
③活動地域	市町村名(□公表
	地 区 名 ()	口非公表
4開催場所	※複数ある場合は、複数個所を記載ください。	□公表
		□非公表
⑤活動内容	※どのような食を通じた活動を行っているかを具体的に記載ください。	口小主
		□公表 □非公表
		山非公衣
6開催頻度	※月1回、第3金曜日など具体的に記載ください。	□公表
		口非公表
⑦対象者	※参加の対象者を記載ください。	□公表
		口非公表
⑧利用料金	※対象によって異なる場合は、個別に記載ください。	□公表
		口非公表
⑨実際の	※子どもが多い、高齢者が多いなどの内容や 1 回あたりの実参加人数を記載	□公表
参加者	ください。	口非公表
	N/ //	
⑪公表でき	※公表できるものだけを記載 ください。 住 所	☑公表
る連絡先	E M 電 話 F A X	(公表不可
	E-mail	の場合は記 載不要)
		#X11女/
	URL	
⑪連絡先	※県社協で管理するため、必ず記載ください。	☑非公表
	住所	⑪と同様の
	電話FAX	場合は記載
	E-mail	不要
	担当者名	11安

年 月 日

様式2 「みんなの居場所」登録内容変更届

1 登録された内容に変更があったので、下記のとおり届出します。

※変更箇所のみ記入

項目	内 容	公表の可否
①名称	※「〇〇食堂等」、みんなの居場所の名称を記載ください。	□公表
		□非公表
②活動主体	※運営する団体等の名称がある場合に記載ください。	□公表
		口非公表
③活動地域	市町村名(□公表
	地 区 名 ()	□非公表
4開催場所	※複数ある場合は、複数個所を記載ください。	□公表
		□非公表
⑤活動内容	※どのような食を通じた活動を行っているかを具体的に記載ください。	
		□公表 □非公表
		口升五衣
⑥開催頻度	※月1回、第3金曜日など具体的に記載ください。	□公表
		口非公表
⑦対象者	※参加の対象者を記載ください。	□公表
		口非公表
⑧利用料金	※対象によって異なる場合は、個別に記載ください。	□公表
		口非公表
⑨実際の	※子どもが多い、高齢者が多いなどの内容や 1 回あたりの実参加人数を記載 ください。	□公表
参加者	\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \	口非公表
@ n + - +	※公表できるものだけを記載ください。	
⑩公表でき	次公衣できるものだけを記載ください。 住 所	☑公表
る連絡先 	電話 FAX	(公表不可 の場合は記
	E-mail	載不要)
	担当者名	
	URL	
⑪連絡先	※県社協で管理するため、必ず記載ください。	☑非公表
	住所	⑪と同様の
	電話FAX	場合は記載
	E-mail	不要
	担当者名	. ~